

日銀業第565号  
平成29年6月27日

国債振替決済制度参加者  
国債振替決済制度間接参加者 御中  
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

内閣府の規制改革推進会議に対し提出された国債振替決済制度の外国間接参加者等にかかる規制緩和要望を踏まえ、外国間接参加者の承認を受けることを希望する際の申請等に関する手続負担を軽減する観点から、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙のとおり改正し、平成29年6月30日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

○ 第五条第三項第三号を横線のとおり改める。

三 設立の登記に係る登記事項証明書若しくはその写し又はこれらに準ずるもの

○ 第八条第五項を横線のとおり改める。

5 外国間接参加者は、規程第十七条第一項の規定により名称又は住所の変更について届出を行う場合には、その旨を記載した書面、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書若しくはその写し又はこれらに準ずるもの並びに当該届出を行う代表者についての資格及び署名を証する書類を日本銀行に提出する。